

我が国の国庫制度

—対民収支編—

理財局国庫課

課長補佐 安孫子 善一郎

国庫収支は国庫を構成する各会計、資金、政府関係機関等の現金の収支によって構成されていること、またこれが、国庫対民間収支、国庫対日銀収支及び国庫内振替収支の三つに区分されていることについては既に述べた。さらに、国庫対民間収支に若干の調整を加えたものが「財政資金対民間収支」であるということも説明した（ファイナンス平成17年6月号「我が国の国庫制度について～入門編～」）。

本稿では、我が国の国庫制度への理解をさらに深めて頂くため、昨年11月号に掲載された出納計理編に引き続き、国庫に関する統計として公表されている財政資金対民間収支の概要について説明することとしたい。

財政資金対民間収支（以下、「対民収支」という。）とは、国の財政活動により生ずる民間との収支を全て網羅したものであり、金融市場の資金需給に多大な影響を与えているものである。国庫課では原則毎月第一営業日に前月実績と当月見込みを新聞発表したうえ、ホームページに掲載している。本稿は、対民収支を構成する項目について、各項目の概要、対民収支統計上の特質、収支波動の特徴などについて解説したものであり、国庫金に関する理解と関心を深める一助となれば幸いである。なお、本稿中、意見にわたる部分については、全て著者の個人的見解である。

I 対民収支の構成

対民収支は、「一般会計」、「特別会計等」、「国債等」、「政府短期証券等」、「調整項目」の5つの大項目に区分されている。

「一般会計」は、「租税」、「税外収入」、「防衛関係費」、「公共事業費」、「交付金」、「義務教育費」、「社会保障費」及び「その他支払」の8項目に区分している。

「特別会計等」は、「財政融資資金」、公共事業特別会計を合計した「道路等」、「外国為替資金」、保険関係特別会計を合計した「保険」、金融公庫を合計した「公庫」及びその他の特別会計や資金などを合計した「その他」の6項目に区分している。

また、国の資金調達を行う部門として、「国債等」と「政府短期証券等」に区分し、さらに各々「国債」及び「借入金」、「政府短期証券」及び「一時借入金」に区分している。

以上は国庫対民間収支を各項目に区分したものであるが、これに国庫対民間収支に入らない「調整項目」を別途区分している。

16年度の実績でみると、受入661.4兆円、支払596.1兆円、差引65.3兆円の民間から国庫に対する受入超過となっている。また、大項目別にみると、一般会計、特別会計等が支払超過と

(表1) 財政資金対民間収支 (平成16年度累計)
(単位: 億円)

科目	受	払	収支尻
一般会計	559,728	647,937	△88,208
特別会計等	1,026,239	1,585,885	△559,646
国債等	1,711,516	697,598	1,013,917
政府短期証券等	3,090,878	2,829,589	261,290
調整項目	225,623	199,800	25,822
総計	6,613,984	5,960,809	653,175

(注) 1. △印は支払超過を示す。
2. 単位未満は四捨五入してあり、計において一致しない場合がある。

なっている一方、資金調達部門である国債等、政府短期証券等では受入超過となっている(表1参照)。

次に、各項目の概要について説明してみたい。対民収支の計数は、16年度の実績を使用して解説している。

II 一般会計

一般会計の内訳は表2のとおりであり、8.8兆円の支払超過となっている。

(表2) 一般会計の内訳
(単位: 億円)

科目	受	払	収支尻
一般会計	559,728	647,937	△88,208
租税	537,687	79,602	458,085
税外収入	21,197	—	21,197
防衛関係費	—	48,003	△48,003
公共事業費	—	43,158	△43,158
交付金	844	195,051	△194,207
義務教育費	—	26,984	△26,984
社会保障費	—	137,435	△137,435
その他	—	117,704	△117,704

(注) 1. △印は支払超過を示す。
2. 単位未満は四捨五入してあり、計において一致しない場合がある。

1. 租税

(1) 租税の種類と規模

平成17年度当初予算をみると、国税は一般会計所属分14税目、特別会計所属分10税目、

合わせて24税目から構成されている。(表3参照)

租税収入は、いったんすべて「国税収納金整理資金」に受け入れられ、過誤納金の還付等を行ったのち、一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分、国債整理基金特別会計分に区分され、「国税収納金整理資金」からそれぞれの所属会計に振り替えられる。

租税収入は巨額にのぼり、17年度当初予算でみると、一般会計所属分44兆70億円、特別会計所属分3兆2,078億円で、合計47兆2,148

(表3) 国税の税目区分 (平成17年度)

一般会計	特別会計	税目
所得税 (源泉・申告所得税)、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、自動車重量税、関税、とん税、印紙収入	交付税及び譲与税配付金	所得税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、特別とん税
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策	原油等関税
	電源開発促進対策	電源開発促進税
	道路整備	揮発油税
	国債整理基金	たばこ特別税

(表4) 租税の規模 (平成17年度当初予算)

(単位: 億円、%)

税目	予算額	構成比
一般会計分	源泉所得税	108,350 23.0
	申告所得税	23,290 4.9
	法人税	115,130 24.4
	相続税	12,450 2.6
	消費税	101,640 21.5
	酒税	16,250 3.4
	たばこ税	8,620 1.8
	揮発油税	21,730 4.6
	自動車重量税	7,550 1.6
	関税	7,790 1.7
	印紙収入	11,140 2.4
	その他	6,130 1.3
	計	440,070 93.2
	特別会計分	32,078 6.8
合計	472,148 100.0	

億円となっている。17年度一般会計歳入予算（当初）全体が82兆1,829億円であるから、一般会計所属税収はその53.5%を占めている。また、税目別では、表4のとおり、源泉所得税、法人税、消費税の比率が大きく、この3税目で特別会計所属分も含めた全体の69%を占めている。

対民収支でみると、16年度は45.8兆円の受入超過となっている。

(2) 対民収支上の「租税」と予算の関係

租税収入はいったんすべて「国税収納金整理資金」に受け入れられたのち、各所属会計の歳入に組入れられるが、この組入れにはかなりの日数（一般会計分で約2か月、特別会計分で約1か月）を要すること、また国庫計理上は一般会計分と特別会計分とを分離することができないことから、対民収支統計上は特別会計をも含めた全額が一般会計の「租税」として計上されている。

ところで、対民収支統計における「租税」（以下、「対民税収」という。）の項目をみる場合、予算ベースの計数とは一致しないことに注意する必要がある。すなわち租税の収納実績については、財務省（主税局）が毎月前々月までの税目別収納実績を「租税及び印紙収入額調」として発表しているが、この計数と対民税収の計数とは一致していない。

この理由は二つある。第1は予算上の国税で対民税収に含まれないものがあることから生じるものである。これを列挙すると次のとおりである。

- ① 国家公務員、公庫職員の給与等に対する源泉所得税（国庫内振替収支）
- ② 日本銀行の納める法人税・消費税（国庫対日銀収支）
- ③ 郵便局で売りさばかれる収入印紙代金（対民収支上は「税外収入」の項目に計

上）

第2は、主税局ベースの計上日と対民税収の計上日との間にずれがあることから生じるものである。すなわち主税局ベースでは、末端収納機関が収納した日を基準とするのに対し、対民税収は歳入代理店、代理店から日本銀行本・支店に払い込まれた日（政府預金計上日）を基準としていることから、税収の最も集中する月末納期の税収が、主税局ベースでは当月、対民税収では翌月（原則第2営業日）と、月をまたがってずれを生じることになる。

(3) 対民税収の季節変動

対民税収は、各税目ごとの納期（表5参照）、課税の対象となる所得や消費の季節性等から一定の季節変動を描き、対民収支全体の季節変動の大きな一要因となっている。

対民税収の季節変動における最大の要因は法人税である。すなわち、最も大きな割合を占める3月決算法人の納期限である5月末、11月末（中間申告納付）に法人税収が集中し、対民収支には、それぞれの月の翌月である6月、12月（原則第2営業日）の対民税収として計上される。

次に、源泉所得税であるが、夏季と冬季のボーナスが支給される月の翌月10日に納付される額が多く、対民収支をみても、ボーナス支給の翌月に当たる7月、8月、1月（原則12日）の税収が多くなっている。

消費税は、直前1年分の年税額が400万円を超える事業者にあつては、年3回の中間申告納付を行うこととされ、3月決算法人が納付する6月（5月末確定申告納付）、9月（8月末中間申告納付）、12月（11月末中間申告納付）、3月（2月末中間申告納付）の収納が多かったが、平成15年度の税制改正により、16年4月1日以降に開始する課税期間

(表5) 主要税目 納期限一覧表 (概要)

区 分	納 期 限
源泉所得税	給与、退職手当、支払の際徴 公的年金報酬、取し、徴収 料金、利子、配の日の属す 当金等る月の (特例) 10人未満の事業所の 給与等の支払の場合 翌月10日 1月～6月→7月10日 7月～12月→1月10日
申告所得税	予定納税 1期 2期 確定申告 振替納税 7月31日 11月30日 3月15日 4月中
法人税	中間申告 事業年度開始の日 以後6か月を経過 した日から 2か月 確定申告 事業年度終了の日から 2か月
相続税	相続 相続の開始があったこと を知った日の翌日から 10か月 贈与 贈与のあった年の翌年 3月15日
消費税	中間申告 直前の課税期間の 年税額が4800万円 を超える者は毎月 2か月 確定申告 課税期間終了の日 から 2か月 (個人事業者は 翌年3月31日)
酒税	移出した月の末日から 2か月
たばこ税	移出した月の 翌月末日
揮発油税	移出した月の 翌月末日

から、直前1年分の年税額が4,800万円を超える事業者は、原則として、前年確定税額の12分の1ずつを毎月中間申告納付することとされたため、季節変動は小さくなってきている。(対民収支上は、法人税と同様、それぞれの月の翌月の原則第2営業日に計上)

2. 税外収入

この項目には、国有財産売却収入、日本中央競馬会納付金、弁償及返納金等の一般会計の現金収入額が計上され、16年度は2.1兆円が収納されている。

3. 防衛関係費

この項目には、自衛隊の管理及び運営等に関する経費としての人件・糧食費や装備品の調達等の物件費等が計上されており、16年度は4.8

兆円が支払われている。

季節変動をみると、毎月ほぼ一定額の支払が行われているが、前年度出納整理期分の支払がかさむ4月、ボーナスの支給が計上される7月及び12月、年度末の支払がかさむ3月に支払が多くなっている。

4. 公共事業費

この項目には、一般会計に属する公共事業関係費が計上され、予算上は治山治水対策、道路整備、港湾空港鉄道等整備、住宅都市環境整備、下水道水道廃棄物

処理等施設整備、農業農村整備、森林水産基盤整備、調整費等、災害復旧等の9事業に分類されている。対民収支上、16年度には4.3兆円が支払われた。

季節変動をみると、例年第1四半期の当年度分は一部の前払いはあるものの、支払はあまり進まない一方、特に4月には前年度分の出納整理期間の支払が行われることから支払額が大きくなっている。第2四半期以降、前払いや中間払が本格化し、年末決済の行われる12月の支払が他の月より多くなり、また、年度末で完成払の集中する3月の支払が極めて大きくなっている。

5. 交付金

対民収支統計では、「交付税及び譲与税配付金特別会計」(以下、「交付税特会」という。)から地方公共団体に交付される交付金を「一般会計」の「交付金」として計上しており、16年

度は19.5兆円が支払われた。

交付金は、大別すると地方交付税交付金、地方特例交付金、地方譲与税譲与金及び交通安全対策特別交付金に分かれる。地方交付税交付金及び地方特例交付金の財源は一般会計からの繰入のほか、財政融資資金及び民間からの借入により賄われている。また、地方譲与税譲与金の財源となる所得税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税は一般会計所属の租税と同じようにいったん国税収納金整理資金で受け入れた後、交付税特会に繰り入れられることとなっている。このように、交付税特会は一般会計からの繰入金を主な財源とし、資金を整理する会計であるため、対民収支統計上は一般会計に含めて整理されている。

交付金の交付時期及び16年度交付額は、表6のとおりである。

このうち、特に支払額の大きい地方交付税交付金の概要は次のとおりである。

地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額の32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%及びたばこ税の収入額の25%と定められている。

地方交付税は「普通交付税」と「特別交付税」とに分かれており、交付税総額の94%に相当する額が普通交付税に充てられ、6%に相当する額が特別交付税に充てられる。

このうち、普通交付税は、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付され、それぞれの交付額は概ね4分の1ずつとなっている。特別交付税は12月に特別交付税額の3分の1に相当する額以内の額が、3月に残額がそれぞれ交付される。

交付日については特段の定めはないが、普通交付税については、17年9月交付分より交付月の第2営業日（租税、年金保険料等の受入の大きい日）とすることとしている。

6. 義務教育費

この項目には、「義務教育費国庫負担法」（昭和27年法律第303号）及び「公立養護学校整備特別措置法」（昭和31年法律第152号）に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費に関する経費について、国がその一部を負担するための経費が計上されており、16年度は2.7兆円が支払われている。

季節波動をみると、給与に関する経費であることから、ボーナスが支払われる6月及び12月に支払が大きく、他の月は毎月ほぼ一定額が支払われている。

7. 社会保障費

一般会計主要経費のうち社会保障関係費は、生活保護費、社会福祉費、社会保険費、保健衛生対策費及び失業対策費の5つに分類されている。この項目には、社会保障関係費から特別会計への繰入額等を控除したものが計上さ

(表6) 交付時期及び交付額 (単位: 億円)

区 分		交付時期	16年度支払額
地方交付税交付金	普通交付税 (注)	4,6,9,11月	159,368
	特別交付税	12,3月	10,833
地方特例交付金		4,9月	11,048
地方譲与税譲与金	所得譲与税譲与金	9,3月	4,249
	地方道路譲与税譲与金	6,11,3月	3,218
	石油ガス譲与税譲与金	6,11,3月	148
	航空機燃料譲与税譲与金	9,3月	173
	自動車重量譲与税譲与金	6,11,3月	3,783
	特別とん譲与税譲与金	9,3月	113
交通安全対策特別交付金		9,3月	790

(注) 補正予算による追加交付639億円を含む(交付時期2月)。

れており、16年度は13.7兆円が支払われている。特に支払が大きいものは、社会保険費のうちの国民健康保険助成費、老人医療・介護保険給付諸費及び生活保護費で、全体の約8割を占めている。

これらの社会保障関係事業は、国が行う保険事業を除いてその大半が地方公共団体により実施されており、これに係る経費を国が補助をするという形をとっているため、この補助金が対民収支に計上されている。

季節変動をみると、精算払が行われる4月及び3月に支払が大きい。

8. その他支払

この項目には、一般会計の歳出現金支払額から、防衛関係費、公共事業費、義務教育費及び社会保障費を除いた経費が計上されており、16年度は11.8兆円が支払われている。

主要なものは、自衛隊・防衛庁関係職員（防衛関係費に計上）を除いた一般会計所属の公務員給与等の人件費、物件費、出資金、交付金等である。

季節変動をみると、独立行政法人等に対する交付金の支払が大きい各四半期の最初の月（4月、7月、10月及び1月）の支払が大きいほか、年末払の多い12月、年度末払の多い3月、出納整理期払となる4月の支払が大きくなっている。

(表7) 特別会計等の内訳

(単位：億円)

科 目	受	払	収 支 尻
特 別 会 計 等	1,026,239	1,585,885	△559,646
財 政 融 資 資 金	301,708	544,045	△242,337
道 路 等	16,037	69,742	△53,705
道 路 整 備	7,131	46,010	△38,879
治 水	3,305	14,417	△11,112
国 営 土 地 改 良 事 業	2,005	3,039	△1,034
港 湾 整 備	889	3,531	△2,642
空 港 整 備	2,706	2,744	△39
外 国 為 替 資 金	2,159	3	2,156
保 険	391,849	465,640	△73,791
地 震 再 保 険	408	1	408
厚 生 保 険	316,634	286,900	29,734
船 員 保 険	657	438	219
国 民 年 金	36,379	145,484	△109,105
農 業 共 済 再 保 険	57	791	△734
森 林 保 険	33	23	10
漁 船 再 保 険 及			
漁 業 共 済 保 険	5	170	△165
貿 易 再 保 険	1,097	234	863
自 動 車 損 害 賠 償	39	4,749	△4,710
保 障 事 業			
労 働 保 険	36,541	26,850	9,690
公 庫	273,272	196,388	76,883
住 宅 金 融 公 庫	203,084	128,076	75,009
農 林 漁 業 金 融 公 庫	19,314	16,674	2,640
中 小 企 業 金 融 公 庫	47,473	49,324	△1,850
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	3,399	2,315	1,084
そ の 他	40,713	305,675	△264,962
食 糧 管 理	3,563	4,416	△853
産 業 投 資	2,798	823	1,975
石 油 及 び エ ネ ル ギ ー			
需 給 構 造 高 度 化 対 策	1,242	4,949	△3,708
国 有 林 野 事 業	459	2,244	△1,785
電 源 開 発 促 進 対 策	49	3,817	△3,768
登 記	1,019	934	85
国 債 整 理 基 金	6,224	1,313	4,910
特 定 国 有 財 産 整 備	1,985	93	1,892
国 立 高 度 専 門 医 療 セ ン タ ー	1,342	1,997	△655
農 業 経 営 基 盤 強 化 措 置	111	311	△200
特 計	1,156	968	188
自 動 車 検 査 登 録	445	298	147
都 市 開 発 資 金 融	632	108	524
預 託 金	42	189,757	△189,715
保 管 金	16,028	15,899	130
供 託 金	2,312	2,432	△120
公 債 利 子 支 払 資 金	944	54,835	△53,891
そ の 他	363	20,482	△20,118
前 年 度 限 り の 会 計 等	501	4,392	△3,890

(注)1. 「中小企業金融公庫」には、中小企業総合事業団の実績を含んでいる。

2. 「前年度限りの会計等」は、国立学校特別会計である。

3. △印は支払超過を示す。

4. 単位未満は四捨五入してあり、計において一致しない場合がある。

III 特別会計等

特別会計等の内訳は表7のとおり

であり、56.0兆円の支払超過となっている。

1. 財政融資資金

この項目には、財政融資資金と財政融資資金特別会計の収支のうち、直接民間との間で受払いされる収支だけが計上される。この項目の16年度の対民収支は、受入30.2兆円、支払54.4兆円、差引24.2兆円の支払超過となっている。収入、支出及び資金調達・返済に分けて具体的に説明する。

(1) 収入

収入には、過去の運用に対する回収金等、預託金の受入がある。

過去の運用に対する回収金等については、国庫内の機関（特別会計及び住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の4公庫）以外の機関（独立行政法人、公団、事業団、地方公共団体等）からの貸付回収金等が対民収支に計上される。

預託金の受入は、各特別会計の余裕金、積立金の預託が多いことから、大半は国庫内振替収支である。預託金で対民収支となるものは、国家公務員共済組合連合会等、官公庁の共済組合から預託されたものなどがあげられる。

(2) 支出

財政投融資計画に基づいて行われる財投機関や地方公共団体への融資や預託金の元利金の払戻のうち、国庫内の機関に係るもの以外が対民収支に計上される。特に、日本郵政公社に対する郵便貯金の預託金の払戻にかかる支出が多くなっている。

(注) 平成15年4月1日以前は、郵便貯金の預託金の払戻は国庫内振替収支であったが、

郵政公社化に伴い、対民収支に計上されることとなった。

なお、年金積立金の預託金の払戻は、一旦厚生保険特別会計及び国民年金特別会計に支出された（国庫内振替）後、年金資金運用基金に寄託されることになっており、対民収支上は後ほど解説する「その他」に計上される。

(3) 資金調達・返済

上記の収入、支出のほかに、収入として財政融資資金特別会計の負担において発行する国債（財投債）の発行収入金があり、支出としては財投債に対する償還があるが、対民収支上は後ほど解説する「国債」の項目に計上されている。

財投債は、平成13年度から郵便貯金及び年金積立金について預託義務が廃止されたことに伴い、新たな資金調達手段として発行されているものである。郵便貯金及び年金積立金の預託義務の廃止に当たり、既往の貸付の継続に係る資金繰りを確保するとともに、市場に与える影響等を勘案し、経過措置として郵便貯金や年金積立金などが財投債の一部を引き受ける分も含まれている。

(4) 季節変動

季節変動については、収入では貸付回収金の受入が多いことから、9月、3月に多額の受入となっている。一方、支払は地方公共団体への貸付が5月、3月に多いものの、預託金等の多額の払戻が不定期であるため、明確な季節変動はみられない。

2. 道路等

この項目には、公共事業特別会計として整理される道路整備、治水、国営土地改良事業、港湾整備、空港整備の5つの特別会計の収支が計

上されている。

16年度の対民収支は、受入1.6兆円、支払7.0兆円、差引5.4兆円の支払超過となっている。このうち、特に規模の大きいものは道路整備特別会計で、地方公共団体工事費負担金等受入0.7兆円、道路事業費等支払4.6兆円、差引3.9兆円の支払超過となっている。

季節変動については、事業が一般会計の公共事業と同じようなペースで行われるため、4月及び3月の支払が極めて大きくなっている。

3. 外国為替資金

この項目には、外国為替資金特別会計と同会計に設置されている外国為替資金の収支が計上されている。

本会計では、外国為替相場の安定を図るため、必要に応じて平衡操作（外国為替市場における平衡買い介入や平衡売り介入）を行っており、円売り介入が行われれば対民収支の支払超過となり、円買い介入が行われれば受入超過となる。

15年度の対民収支は、32.9兆円の円売り介入が行われたことから大幅な支払超過となったが、16年度は外国為替平衡操作が行われなかったことから、小幅な動きとなっている。（表8参照）

（表8）外国為替資金の前年度との比較

（単位：億円）

受		払		収 支 尻		
16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	前年度比
2,159	4,770	3	328,700	2,156	△323,930	326,086

4. 保険

この項目には、政府の保険事業を営む10特別会計（地震再保険、厚生保険、船員保険、国民年金、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険

及漁業共済保険、貿易再保険、自動車損害賠償保障事業及び労働保険）の収支が計上されている。

このうち、主要な保険事業である厚生保険、国民年金及び労働保険についてその概要を説明してみたい。

(1) 厚生保険

この保険には、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び児童手当の3種類がある。

健康保険は、事業所に使用されている者を被保険者とし、被保険者の業務外の病気やけが等（被扶養者を含む）に対して、療養費の給付等の保険給付を行う事業である。

厚生年金保険は労働者とその遺族のための拠出制の年金制度である。事業所に使用されている者を被保険者とし、老齢、障害、死亡等の事故に対する保険給付を行う事業である。

児童手当は、一定の要件を満たす児童を養育している者に対し、一定額の児童手当を支給する事業である。

(2) 国民年金

この保険には、主に基礎年金と国民年金がある。

基礎年金の被保険者は

- ① 第1号被保険者（農業、自営業等の者で日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者）
- ② 第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員）
- ③ 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者）

に区分され、これらの者に基礎年金を給付している。

国民年金は、基礎年金制度が出来る前（昭

和61年3月31日以前)に国民年金を受給していた者に年金を給付する事業を行っている。

(3) 労働保険

この保険には、労災保険と雇用保険がある。

労災保険は、労働者が被った業務災害や通勤災害に対して療養補償給付等を行う事業であり、雇用保険は労働者が失業した場合に必要な給付等を行う事業である。

対民収支では、これらの保険事業の被保険者からの保険料収入が大きな受入として、また保険の給付が大きな支払として計上されている。16年度は、受入39.2兆円、支払46.6兆円、差引7.4兆円の支払超過となっている。

季節変動をみると、受入では、厚生保険、国民年金の保険料が毎月月末に納付(対民収支上は原則翌月の第2営業日に計上)されているが、明確な季節変動はみられない。労働保険の保険料は分割されて納付されることから、納付月である5月、8月、11月(8月及び11月の納付は月末であるため対民収支上は原則翌月の第2営業日に計上)に大きくなっている。

一方、支払では、偶数月の15日に支給される年金の支払が特に大きい(16年度は各回5.8兆円程度が支払われている。)ことから、偶数月の支払が大きくなっている。

5. 公庫

この項目には、業務上の現金を国庫に預託している住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の4公庫の収支が計上されている。

公庫の収入には、既貸付けの回収金や利息、債券発行収入、財政融資資金からの借入金等があり、対民収支には既貸付けの回収金や利息、

債券発行収入等が計上される。一方、支払には、貸付金、債券償還金・利息、財政融資資金に対する借入金償還金・利息等があり、対民収支には貸付金、債券償還金・利息等が計上される。

この他、公庫の余裕金の運用として、市中金融機関との間で利付国債等による現先取引を行っており、その運用開始時(購入時)に対民支出、運用終了時(売却時)に対民収入として計上される。

16年度の対民収支は、7.7兆円の受取超過であり、大半が住宅金融公庫に係るものである。

なお、中小企業金融公庫には、16年7月1日に中小企業総合事業団が廃止され、その業務のうち信用保険事業が中小企業金融公庫に承継されたことから、従前の中小企業総合事業団が行っていた信用保険事業分を含んでいる。

6. その他

この項目には、これまで説明した項目に属さないものが計上されている。この中で特に大きいものは「預託金」であり、年金積立金の年金資金運用基金への寄託が大半を占めている。預託金とは、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏等が受払いする国庫金を整理する科目であり、財政融資資金から払い戻された厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の積立金を両会計の歳入歳出外現金出納官吏が運用のために年金資金運用基金に寄託するため払い出すという経理手続きをとるため、預託金に計上しているものであり、16年度は17.5兆円が支払われている。

ほかに、大きな支払としては、国債の利子支払に充てられる公債利子支払資金がある。

IV 国債等

国債等の項目には、国債と借入金がある。

国債は、国の様々な財政需要を賄うための資金調達手段として発行されるものである。16年度の対民収支をみると、受入（発行）171.0兆円、支払（償還）69.6兆円、差引101.4兆円の受入超過と、大きな金額になっている。

国債を発行根拠別に分類すると、普通国債と財政融資資金特別会計国債（財投債）に大別される。普通国債は、さらに新規財源債と借換債に分けられる。新規財源債には、財政法第4条を根拠とし、公共事業費、出資金及び貸付金の財源として発行される建設国債と、各年度における公債の発行の特例に関する法律を根拠とし、人件費等の経常経費を賄うために発行される特例国債があり、発行収入金は一般会計の歳入の一部となる。借換債は、国債整理基金特別会計法を根拠とし、国債の償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために発行される国債で、発行収入金は国債整理基金特別会計の歳入の一部となる。

一方、財投債は、財政融資資金特別会計法を根拠とし、財政融資資金の貸付の財源を調達するために発行される国債で、発行収入金は財政融資資金特別会計の歳入の一部となる。なお、財投債は原則として市中消化されるが、平成13年度以降7年間は財政投融資改革に伴う経過措置として、その一部が郵便貯金資金、簡易生命保険資金及び年金積立金により引受けられている。

(表9) 国債の消化方式別発行額

(単位：億円)

区 分	17年度予定(当初)
30年債	20,000
20年債	90,000
15年変動利付債	96,000
10年債	228,000
10年物価連動債	20,000
5年債	240,000
2年債	204,000
短期国債	299,615
市中発行分計 (除く短期国債)	1,197,615 (898,000)
個人向け国債	36,000
小 計	1,233,615
日 銀 乗 換	230,436
財 政 融 資 資 金 乗 換	10,000
財政融資特会債経過措置分	193,000
郵便貯金資金	123,000
年金資金	52,000
簡易生命保険資金	18,000
郵 貯 窓 販	28,000
公 的 部 門 計	461,436
合 計	1,695,051

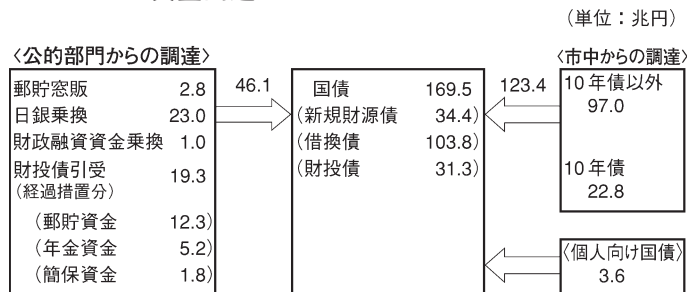
(注) 財政融資資金乗換は、財政融資資金から買入消却を行うことに伴う借換債を財政融資資金が引き受けるものである。

これらの国債による17年度当初における資金調達予定は、第1図のとおりである。このうち、日銀乗換及び財政融資資金乗換を除いたものが対民収支の受入（発行）として計上される。

また、国債の17年度当初の消化方式別の発行額は、表9のとおりである。

これらの国債は満期を迎えると償還されることとなるが、日本銀行及び財政融資資金に償還されるもの以外が対民収支の支払として計上さ

(第1図) 平成17年度(当初)における財政活動に伴う資金調達



れる。

(表11) 国債等の内訳

(単位：億円)

このほか、国債等の項目には、国有林野特別会計等の財政需要を賄うために行っている民間金融機関からの公募入札による借入金の借入れに伴う受入（借入）、支払（償還）が借入金として計上されている。

科 目	受	払	収 支 尻
国 債 等	1,711,516	697,598	1,013,917
国 債	1,709,800	695,787	1,014,013
借 入 金	1,715	1,811	△ 96
政府短期証券等	3,090,878	2,829,589	261,290
政府短期証券	2,690,603	2,447,995	242,608
一時借入金	400,275	381,594	18,681

注) 1. △印は支払超過を示す。
2. 単位未満は四捨五入しており、計において一致しない場合がある。

V 政府短期証券等

政府短期証券等の項目には、政府短期証券（FB）と一時借入金がある。

FBは、財政法又は各特別会計法に基づいて、国庫もしくは特別会計等の一時的な資金不足を補うために発行されるもので、平成11年4月以降、原則として価格競争入札により発行されている。16年度の対民収支をみると、受入（発行）269.1兆円、支払（償還）244.8兆円、差引24.3兆円の受入超過となっている。

16年度に発行されたFBの発行根拠及び16年度末発行残高は表10のとおりであり、外国為替資金証券が残高の大半を占めている。

FBの市中発行は原則として毎週週初の営業

日であり、その償還期間は原則として13週である。また、平成12年度以降、償還期間2ヶ月程度のFBも発行している。

このほか、政府短期証券等の項目には、交付税及び譲与税配付金特別会計等の一時的な資金不足を補うために行っている民間金融機関からの公募入札による一時借入金の借入れに伴う受入（借入）、支払（償還）が一時借入金として計上されている。

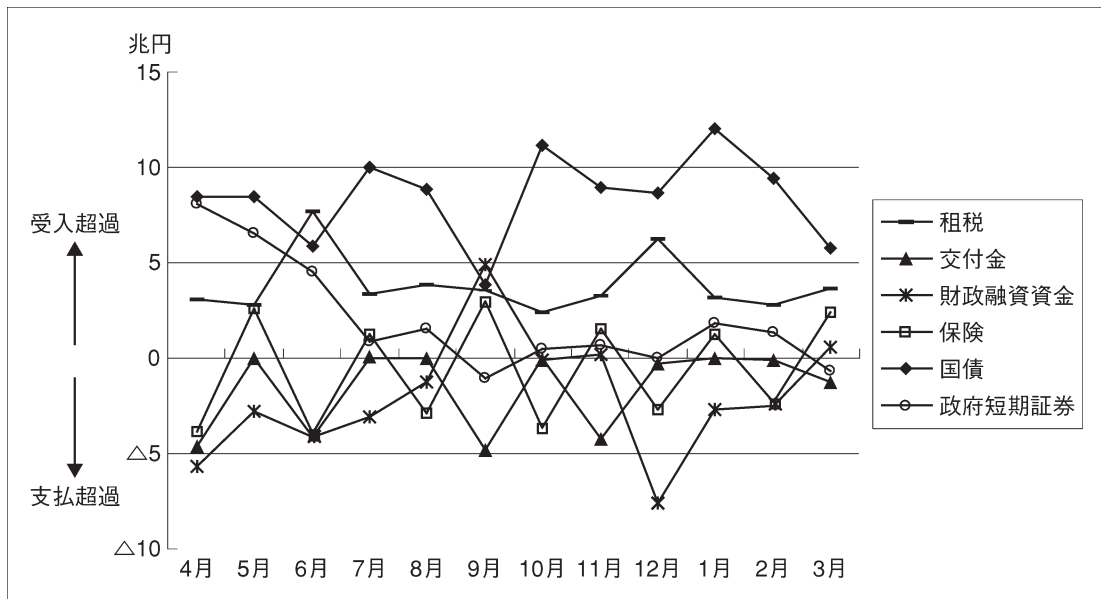
これらの資金調達部門にかかる収支の内訳は表11のとおりであり、この部門はそれぞれ大幅な受入超過となっている。

(表10) 政府短期証券の発行根拠及び16年度末発行残高

(単位：億円)

券種	発行根拠	目的	16年度末発行残高
財務省証券	財政法第7条第1項	国庫金の出納上必要があるとき	0
食糧証券	食糧管理特別会計法第3条第1項、第2項	食糧、農産物等及び輸入飼料の買入代金の財源に充てる為必要あるとき又は買入代金の支払上一時現金に不足があるとき	5,250
外国為替資金証券	外国為替資金特別会計法第4条第1項	外国為替資金に属する現金に不足があるとき	947,207
石油証券	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第12条第2項、第13条第1項	国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため必要があるとき又は支払上現金に不足があるとき	8,305

(第2図) 平成16年度主要項目別波動



なお、日本銀行が短期国債売買オペによって取得した割引短期国債及びFBで、16年度に償還期日が到来したものが41.1兆円ある。これは、本来は民間に対して償還すべきものであったが、償還する時点で民間が保有していないために、対民収支の支払から除かれていることに留意する必要がある。

VI 調整項目

この項目には、次の2つのものが計上されている。

- ① 国庫金計理の仕組み上、実際の民間との資金の受払と国庫収支の計上の時期に2～4日のずれが生じる場合があり、このずれ分を調整している。
- ② また、国庫預託義務を有していない一部の公庫や国際協力銀行及び日本政策投資銀行の資金は国庫に含まれないが、これらの機関の資金は実質的に国庫金と同様であると考えら

れることから、これらの機関と民間との資金の受払を含めている。

VII 総計

これまで説明した各項目の収支の結果、16年度では65.3兆円の受入超過となっている。

主要項目の月別の動きについては、第2図のとおりである。租税、国債は毎月受入超過となっている。交付金は普通交付税の交付月（4月、6月、9月及び11月）は大幅な支払超過となっているが、他の月はあまり大きな動きはない。財政融資資金は貸付回収金の多い9月、3月は受入超過となるものの、これ以外は支払超過の月が多く、保険は年金の支給月である偶数月に支払超過となり、奇数月は受入超過となっている。

VIII 最近の対民収支を巡る動き

国庫金を形成する会計については逐次見直しが行われており、国と民間との資金の流れにも

(表12) 財政資金主要項目別受払日一覧

区分		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月を定めている規程	受：期限を定めている規程 払：特定日を定めている規程
受入	租税	源泉分	13日 0.7兆円	12日 0.7兆円	14日 0.6兆円	賞与分 13日 2.0兆円	賞与分 12日 1.0兆円	14日 0.8兆円	13日 0.6兆円	14日 0.9兆円	14日 0.6兆円	賞与・ 年末調整 13日 1.3兆円	15日 0.5兆円	14日 0.6兆円	所得税法 \$183,190
		申告分	確定申告分 (振替納 税分) 21日 0.9兆円											確定申告 分取納 17日 0.1兆円	所得税法 \$128
	法人税・ 消費税	4日 1.3兆円	9日 1.3兆円	3月期 決算分 2日 6.5兆円	4日 1.0兆円	3日 1.7兆円	2日 2.2兆円	4日 1.3兆円	2日 1.6兆円	3月期 中間分 2日 4.7兆円	6日 1.0兆円	2日 1.4兆円	2日 2.4兆円	法人税法 \$71,74,76,77 消費税法 \$42,45,48,49	
	財政融資資金							地方貸元利 回収 28日1.6兆円 機関貸元利 回収 29日1.3兆円						地方貸、機 関貸元利 回収 29日 2.0兆円	
	厚生・ 国年	4日 1.6兆円	9日 1.6兆円	2日 1.6兆円	4日 1.5兆円	3日 1.9兆円	2日 3.0兆円	4日 1.7兆円	2日 1.6兆円	2日 2.3兆円	6日 1.3兆円	2日 3.1兆円	2日 1.8兆円	厚生年金保険法 \$83 国民年金法 \$91	
	労働		旧年度精 算分及び 第1回概 算納付分 24日 0.8兆円				第2回概 算納付分 2日 0.7兆円			第3回概 算納付分 2日 0.7兆円				労働保険の保険 料の徴収等に關 する法律 \$15,18,19	
	国債	20日 6.4兆円	20日 3.6兆円	20日 6.2兆円	20日 6.8兆円	22日 6.3兆円	20日 6.4兆円	20日 3.7兆円	21日 6.1兆円	20日 9.0兆円	20日 5.0兆円	21日 8.8兆円	22日 8.2兆円		
	支払	地方交付 税	普通交付 税 4日 4.0兆円		普通交付 税 20日 1.7兆円 22日 2.3兆円			普通交付 税 2日 4.0兆円		普通交付 税 2日 4.0兆円	特別交付 税 15日 0.3兆円			特別交付 税 16日 0.8兆円	地方交付税法 \$16
		地方特例	交付 7日 0.8兆円					交付 14日 0.8兆円							地方特例交付金 等の地方財政の 特別措置に關す る法律 \$9
		地方道路 譲与税			交付 30日 0.2兆円					交付 30日 0.3兆円				交付 31日 0.2兆円	地方道路譲与税法 \$4 石油ガス \$3 自動車重量 \$3
所得 特別とん 航空機燃料							交付 26日 0.6兆円						交付 10日 0.2兆円	所得 譲与税法 \$4 特別とん \$3 航空機燃料 \$3	
給		支払 5日 0.3兆円			支払 5日 0.3兆円				支払 5日 0.3兆円	1月分繰 上払 3日 0.3兆円				恩給給与規則 \$29	恩給給与細則 \$10の2
財政融資 資金				地方貸 (長期) 31日 1.1兆円									年度末融 資 29日 1.8兆円		
厚生保 険 国民年 金 労働保 険		支払 15日 5.9兆円		支払 15日 5.9兆円		支払 15日 6.0兆円		支払 14日 6.0兆円		支払 15日 5.7兆円	支払 15日 5.7兆円			厚生年金保険法 \$36 国民年金法 \$18 労働者災害補償 保険法 \$9	各業務方法書
国債	20日 2.5兆円	20日 3.5兆円	20日 6.4兆円	20日 2.5兆円	22日 2.6兆円	20日 8.7兆円	20日 2.1兆円	21日 5.2兆円	20日 4.1兆円	20日 3.5兆円	21日 3.1兆円	22日 7.6兆円		財務省告示	

(注) 1. 4月から11月までの受入・支払日及び受入・支払額は17年度実績。12月から3月までは16年度実績。
2. 太字は、「国庫金の効率的な管理について」(平成17年8月26日報道発表)により受入日と支払日を合せた代表的な日。

変化を与えている。

最近の制度改正により、国庫から外れた会計等には次のものがある。対民収支では、特別会計等の中に「前年度限りの会計等」という科目を設け、会計等の廃止後に清算等により発生した受払いを表示している。

- ① 15年4月1日 日本郵政公社の設立に伴い、郵政3特会（郵政事業、郵便貯金及び簡易生命保険の各特別会計）が廃止されたことから、郵政3特会に係る科目を廃止（同公社の資金は対民収支の対象外）
- ② 15年4月1日 独立行政法人造幣局及び独立行政法人印刷局の設立に伴い、造幣局特別会計及び印刷局特別会計の2科目を廃止
- ③ 16年4月1日 国立大学の国立大学法人化等に伴い、国立学校特別会計の廃止

現在も、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた三位一体の改革、政策金融改革、特別会計改革等の様々な改革が検討されている。このような改革が行われることにより、国庫と民間との資金の流れが大きく変わることも見込まれることから、これらの状況を正確に把握し、国庫金の流れをきちんと伝えていくことがより重要となってくる。

また、対民収支はその受払が様々であるため月により大きく変動しているが、日によっても

大きく変動することがある。（主要な項目の日々の特徴的な受払は表12のとおり）

したがって、日々の国庫の収支は資金不足や資金余剰が発生している。これまでも、資金過不足の調整を行い、国庫金の効率的な管理に努めてきたところであるが、その取組をさらに強化すべく、昨年8月26日に次のような施策を実施することを発表したところである。

- 1 普通交付税（4月、6月、9月及び11月に交付）について、交付日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とする。
平成17年9月分から実施する。
- 2 個人向け国債（1月、4月、7月及び10月の原則10日発行）及び2年物国債（毎月の原則20日発行）について、発行日を原則15日（偶数月は年金支給日に該当）とする。
個人向け国債については、平成18年1月発行分から、2年物国債については、平成17年10月発行分から、それぞれ実施する。
- 3 各行政機関に対し、支払日が法定されていない歳出金等について、支払日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とするよう、速やかに文書にて協力を要請する。

こうした措置を講ずることにより、日々の国庫金の受払の振幅を小さくし、さらに効率的に国庫金を管理することを目指している。

本稿中の図表等の作成にあたっては、佐藤武史国資第一係長、光吉敬国資第二係長、高木雅夫総合資金係長、寺門大直課員、竹内千恵課員、浮田知孝課員、安川哲平課員に尽力いただいた。謝意を表したい。